

旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

(1)申込フォームに必要事項を記入の上送信してください。お客様が「[申し込む]」ボタンを押して、申し込み完了画面が表示された時点ではお申し込みは成立していません。

(2)契約は当社がご予約の承諾の旨を通知（メールまたは電話）し、旅行代金の受理をもって成立します。また、すでに申し込み時点で募集定員に達した場合（お申し込み不可の場合）も通知いたします。

(3)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4)本旅行において20歳未満の方は、親権者の同意書の提出が必要です。

(5)本旅行は(一社)塩尻市観光協会が企画し、(有)トラベルオフィスが募集し実施する企画旅行です。

参加される方は(有)トラベルオフィスと企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、本項(2)の条件をもって成立するものとしします。

■旅行代金

各コースの詳細ページに記載される旅行代金をいいます。

■確定日程表

確定日程表は、ご出発の前日までにメールにて交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■緊急連絡先

当日の緊急連絡先については確定日程表送付時にお知らせいたします。

■旅行契約内容

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。

旅行開始日の10日前以降：旅行代金の20%

旅行開始日の7日前以降：旅行代金の30%

旅行開始日の前日：旅行代金の50%

旅行開始日当日：旅行代金の100%

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合、取消料はいただきません。(一部例示)

(1)旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項に定める事項をいいます。

(2)旅行代金が増額された場合。

(3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

(4)当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

(1)お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、3日目に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

(2)旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

(3)申込条件の不適合

(4)病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に、別途定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは各コースのページ記載の旅行代金です。

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地変更	1.0	2.0

3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りま す)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報間の取扱いについて

(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2)当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。

(3)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはお電話にてご確認ください。

■募集の企画旅行契約約について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

<旅行企画>

(有)トラベルオフィス

長野県知事登録旅行業第3-457

(一社)全国旅行業協会正会員

tel: 0263-51-6617 fax: 0263-51-6618

住所：〒399-0737長野県塩尻市大門八番町3-3

営業時間：平日9:30~18:30(土・日祝祭日休業)

旅行業務取扱管理者:大野田 正治

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

<お問い合わせ先>

(一社)塩尻市観光協会

tel:0263-54-2001

<企画>

一般社団法人塩尻市観光協会